

障第964号
令和6年10月11日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

個人防護具の配布の実施について

平素より、感染症対策にご尽力、ご協力賜り、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課からの通知に基づき、個人防護具（N95 マスク、アイソレーションガウン、プラスチックガウン、サージカルガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）の配布を行います。

つきましては、期日が短く大変申し訳ございませんが、10月25日（金）までにご回答頂きますようお願いいたします。

1 照会方法

配布を希望する施設は、下記 URL の入力フォームに必要事項を記入のうえ、お申込みください。

タイトル：R 6 個人防護具の配布希望調査

<https://logoform.jp/form/T8mB/764687>

<QR コード>



2 回答期限

令和6年10月25日（金）まで

3 配布対象物資

- (1) N95 マスク（100 枚単位）※DS2 マスクを含みます。
- (2) アイソレーションガウン（100 枚単位）
- (3) プラスチックガウン（100 枚単位）
- (4) サージカルガウン（100 枚単位）
- (5) 非滅菌手袋（100 枚単位）※最小配布数は 300 枚です。

医療機関等での個人防護具の備蓄分に充てていただき、今後の備蓄整備に活用していただくことも可能です。なお、申込み後のキャンセルや数量変更はお受けできません。

4 配布時期

令和6年12月～令和7年3月予定。国からの直送となります。

5 その他

全国の配布希望数量が配布数量を上回る場合は、協定締結医療機関の希望数量が優先的に配分されます。その他の施設については、抽選で選出する形になります。そのため、希望があっても数量調整が行われる場合や配布されない場合もあります。

なお、配布された个人防护具については、配布された施設内で自ら使用してください。

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	加藤
TEL	058-272-1111 内線 3490		
FAX	058-278-2643		